

(閻)

(10) - 57

令和 4 年 4 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



茨城県坂東市沓掛字西村2526番地1

医療法人社団 プラスワン

理事長 竹田 篤

電話 029 (730) 3311



## 決 算 届

令和 3 年 3 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

### [添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

## 事 業 報 告 書

(自 令和 3年3月1日 至 令和 4年2月28日)

### 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 プラスワン  
①  財團 ■ 社團(□ 出資持分なし ■ 出資持分あり)  
②  社会医療法人 □ 特別医療法人 □ 特定医療法人  
□ 出資額限度法人 ■ その他  
③  基金制度採用 ■ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 茨城県坂東市沓掛字西村2526番地1  
(3) 設立認可年月日 平成19年2月28日  
(4) 設立登記年月日 平成19年3月22日  
(5) 役 員

	氏 名	備 考
理事長	竹田 篤	緑野クリニック管理者
理 事	竹田 理恵	
同	今西 信幸	
監 事	木村 純也	

### 2 事業の概要

- (1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	緑野クリニック	茨城県坂東市沓掛字西村 2526番地1	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和 3年 4月20日 令和 2年度決算の決定  
令和 3年 4月20日 剰余金処理の件  
令和 3年 4月20日 理事、監事の選任の承認  
令和 4年 2月18日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団 プラスワン  
所在地 茨城県坂東市沓掛字西村 2526-1

※医療法人整理番号

財 産 目 錄  
(令和4年 2月 28日現在)

1. 資 産 額	1,150,670 千円
2. 負 債 額	82,904 千円
3. 純 資 産 額	1,067,766 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,141,554
B 固定資産	9,116
C 資産合計 (A+B)	1,150,670
D 負債合計	82,904
E 純資産 (C-D)	1,067,766

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団プラスワン  
所在地 茨城県坂東市沓掛字西村2526-1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和4年 2月 28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,141,554	I 流動負債	82,904
II 固定資産	9,116	II 固定負債	
1 有形固定資産	9,096	負債合計	82,904
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	20	科 目	金 額
		I 基 金	29,714
		II 積 立 金	
		(うち代替基金)	1,038,052
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	1,067,766
資産合計	1,150,670	負債・純資産合計	1,150,670

法人名 医療法人社団 プラスワン  
所在地 茨城県坂東市沓掛字西村2526-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和3年3月1日 至 令和4年2月28日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	478,649
2 事業費用	353,899
本来業務事業利益	124,750
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	124,750
II 事業外収益	33,286
III 事業外費用	9,956
経常利益	148,080
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	148,080
法人税等	42,445
当期純利益	105,635

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 プラスワン

理事長 竹田 篤 殿

私は、医療法人社団プラスワンの令和3会計年度（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 4月21日

医療法人社団 プラスワン

監事 木村 純也